

平成 12 年 3 月 7 日全国高齢者保健福祉関係主管課長会議資料（抄）

## 適切な認定調査実施のための対応方針について

## 1. 基本的考え方とこれまでの対応

公平公正な要介護認定を実施するためには、調査対象者の心身の状況を認定調査員が正確に把握することが前提である。

すなわち、全国一律の基準に従って、認定調査が適切に実施されることが重要となる。

これまで実施した適切な要介護認定実施のための対応は以下の通り。

- (1) 全国一律の調査の手引き・ビデオを配布
- (2) 都道府県が認定調査に従事する者に対して研修を実施
- (3) 全国介護保険担当課長会議（平成 12 年 1 月 26 日）において、かねてからお示ししている事項である、
  - ・ 事業者に調査委託を行っている場合でも、数回に 1 回は市町村職員が直接調査すること

に加え、

- ・ 市町村職員が無作為に選定した申請者を訪問し、調査の状況を不定期に把握（いわゆる「抜き打ち検査」の実施）
- ・ 個別の申請者に関する調査結果に疑義がある場合に市町村職員が調査を実施

等により、申請者の心身の状況が調査結果通りであるかどうかを確認することをお示しするとともに、不適切な調査が実施されている事実が明らかとなった場合には、調査委託の解除を行う等の厳正な措置を講じるように都道府県を通じてお示ししているところ。

## 2. 具体的な対応方針

要介護認定調査の適正な実施の重要性に鑑み、今般、上記に加えてさらに以下の措置を講じることを検討する。

なお、以下の項目は、適切な実施を担保するために必要と考えられるものを例示したものであり、実際に都道府県・市町村が対策を講じるにあたっては、その実態に応じて対応を検討するものとする。

### (1) 都道府県における対応

○認定調査員の研修会を再度実施する。

#### (研修内容の例)

- ・調査結果を記載する際に判断に迷った事例に関する検討。
- ・特記事項で適切な記載例や不適切な記載例に関する検討。
- ・同一の高齢者について複数の調査員が実施した調査結果の比較。

○不適切な調査を実施している疑いがある事業者に対する検査を実施し、不適切な調査を実施している場合には事業者情報の開示及び事業者指定の取消を行う。

#### (検査実施方法)

- ・検査実施チームを設置する等の体制を整備して検査を実施。

### (2) 市町村（広域実施の場合を含む）における対応

#### 【認定調査の基本的な実施方法】

○認定調査はできる限り市町村職員に行わせることを検討する。市町村の常勤職員を充てることができない場合には、定年退職した保健婦・看護婦・ケースワーカー等や、市町村の外郭団体であって介護サービスの提供を行っていない団体の職員等を嘱託職員として雇いあげることを含めて検討する。

### 【認定調査を委託する場合の考え方】

- 認定調査を委託する場合には、まず、できるだけ居宅介護支援事業者である公的団体又は在宅介護支援センターに委託するよう検討する。
- また、認定調査員が所属する事業者（施設）が、主治医が所属する事業者（施設）と同一にならないよう委託するように努める。
- さらに、介護保険施設入所者について、適当な公的団体や在宅介護支援センターがないために当該施設に委託する場合であっても、全ての入所者の認定調査を当該施設に委託するのではなく、一定割合は、市町村職員又は当該施設と特定の関係がない居宅介護支援事業者や他の施設に調査を行わせる。

### 【認定調査を委託した場合の正確性の担保方法】

- 認定調査の内容について、介護認定審査会開催前に、一定割合で抜き打ち検査を行う。
- 認定更新申請者に関する認定調査について居宅介護支援事業者・介護保険施設に委託した場合は、少なくとも一定期間に1度は、定期的に市町村職員が直接調査を実施する。
- 要介護認定の更新時には、一定割合は、前回の認定調査を受託した居宅介護支援事業者や介護保険施設に調査を委託せず、異なる事業者や施設に委託する。

### 【認定調査員】

- 認定調査員は、原則として介護認定審査会委員と兼ねてはならない。
- 主治医意見書の記載を行う医師が、認定調査を行うことがないよう徹底する。

### 【不適切事例への対応】

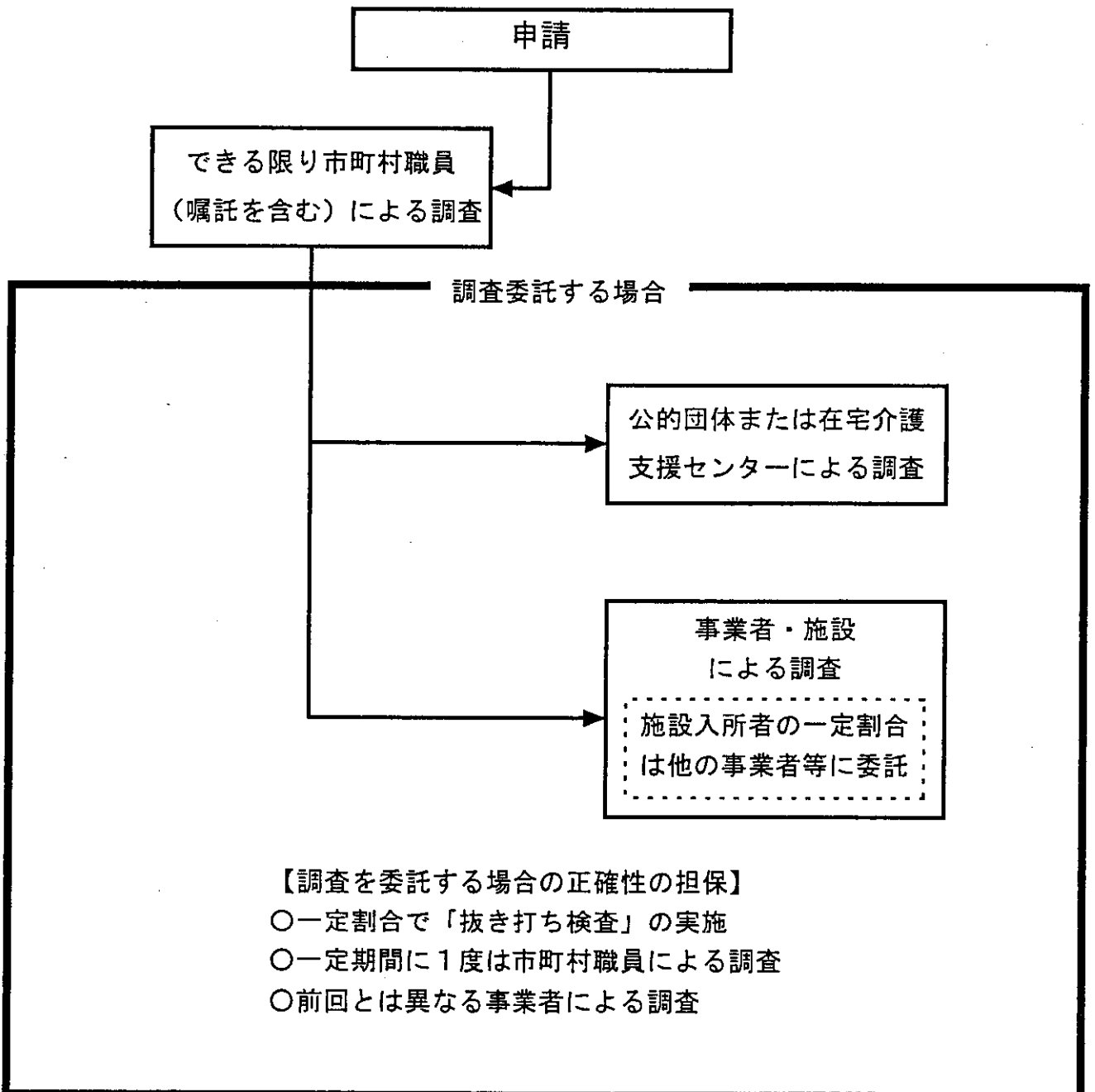
- 審査会委員の代表等によって別途、委員会を構成し、特記事項への記載を含めて認定調査が不適切と考えられる問題事例等の精査を行うとともに、当該認定調査員及び所属する事業者に対して指導を行う。
- 悪質な場合には、委託契約の解除や都道府県への連絡（指定取消）を行う。

### 【その他】

- 調査の内容が確認できるよう、要介護認定を受けた被保険者及びその家族に対して、日頃の介護の状況を記録することが望ましいことを伝達する。

## 適切な認定調査実施のための対処方針

○市町村においては、下記のような措置を講ずることを検討



## 痴呆性高齢者に関する審査判定の一層の適切化 のための対応方針について

痴呆性高齢者に関する審査判定を一層適切に実施するための対応方針を以下に示すので、再度確認の上、必要な措置を検討していただきたい。

### 1. 適切な認定調査の実施

- ・ 痴呆性高齢者について、痴呆状態にとられるあまり、随伴する身体の状態等に関して、いわゆる「チェック漏れ」がないように、認定調査員に注意喚起を促す。
- ・ 認定調査員及び介護支援専門員に対する研修の際にも、「チェック漏れ」の防止に関して周知徹底する。

### 2. 介護認定審査会での適切な審査判定

#### (1) 認定調査結果の一部修正に関する周知徹底

- ・ 認定調査員による調査に「チェック漏れ」があった場合に、必要に応じて審査会において調査結果の修正を行うべきことを周知徹底する。

#### (2) 合議体毎の審査判定の平準化対策

合議体の長等によって構成される委員会を設置し、二次判定での変更事例等について検討する等の平準化対策を講じる等の平準化対策に加え、以下について検討する。

- ・ 3ヶ月を目途に各合議体を構成する委員の組み合わせを変更する。
- ・ 審査対象者の心身の状況に応じた合議体での審査判定を検討する。  
(例：精神科医等、痴呆に関する専門家が所属する合議体で痴呆性高齢者の審査判定を行う等)

### (3) その他

- ・ 介護の必要の程度や状態像の例等との比較に基づいて、要介護度の変更が可能であることを再度周知徹底する。なお、状態像の例との比較検討においては、心身の状況に関する調査結果等からに基づいて食事・排泄を含む日常生活上の介護に必要な手間を総合的に評価すべきものであり、単に中間評価項目毎の得点やそれらを表示したレーダーチャートの形状のみによって行うべきものではないことに留意するよう周知徹底していただきたい。

## 3. 国の対応

いくつかの自治体の協力を得て審査判定の実例を収集し、事例集として審査会委員及び市町村に配布する予定であるが、その他、

- ・ 二次判定の際の変更の目安となる指標の検討を行う予定である。
- ・ より適切な一次判定理論の開発を行うため現行一次判定理論の評価及び要介護度別にサービス利用に関する満足度等に関する調査等を実施する予定である。
- ・ その上で、介護方法の変化や介護技術の進歩に伴う在宅・施設における介護の実態を調査するための基礎的な調査（1分間タイムスタディ）を実施することとしている。